

令和2年度 西宮市一般会計補正予算（第3号）の専決処分の報告に関する意見決定の件

西宮市長が令和2年度 西宮市一般会計補正予算（第3号）の専決処分を報告するに当たり、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第29条の規定に基づき、令和2年5月20日に教育長の臨時代理により別紙のように決定したので、西宮市教育委員会に報告する。

令和2年6月10日提出

西宮市教育委員会  
教育長 重松 司郎

別紙

令和2年5月20日

西宮市長 石井 登志郎 様

西宮市教育委員会

令和2年度 西宮市一般会計補正予算（第3号）の専決処分の報告に関する意見

記

令和2年度 西宮市一般会計補正予算（第3号）の専決処分の報告については異議ありません。

以上

処分報告の件

下記の事件について専決処分したので報告し、承認を求める。

令和 2 年 5 月 22 日提出

西宮市長 石 井 登志郎

記

専決第 3 号

令和 2 年度 西宮市一般会計補正予算（第 3 号）専決処分書

令和 2 年度 西宮市の一般会計補正予算（第 3 号）は次に定めるところによる。

（ 歳入歳出予算の補正 ）

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 50,141,799 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 243,645,274 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

令和 2 年 4 月 30 日専決

西宮市長 石 井 登志郎

(第) 50 教育費  
(項) 25 高等学校費

50	款 項 目	補正前の額	補 正 額	計	補正額の財源内訳	
					特定財源	一般財源
	教 育 費	24,422,045	10,221	24,432,266		10,221
25	高等学校費	2,138,441	680	2,139,121		680
	05 学校管理費	2,114,423	680	2,115,103		680
35	社会教育費	2,671,859	9,541	2,681,400		9,541
	15 公民館費	793,657	9,541	803,198		9,541

(単位：千円)

節 区 分	金 額	説 明
22 償還金利子及び割引料	9,541	(教育委員会) 公民館管理運営事業経費 610109 償還金利子及び割引料 22 過年度使用料還付金 9,541